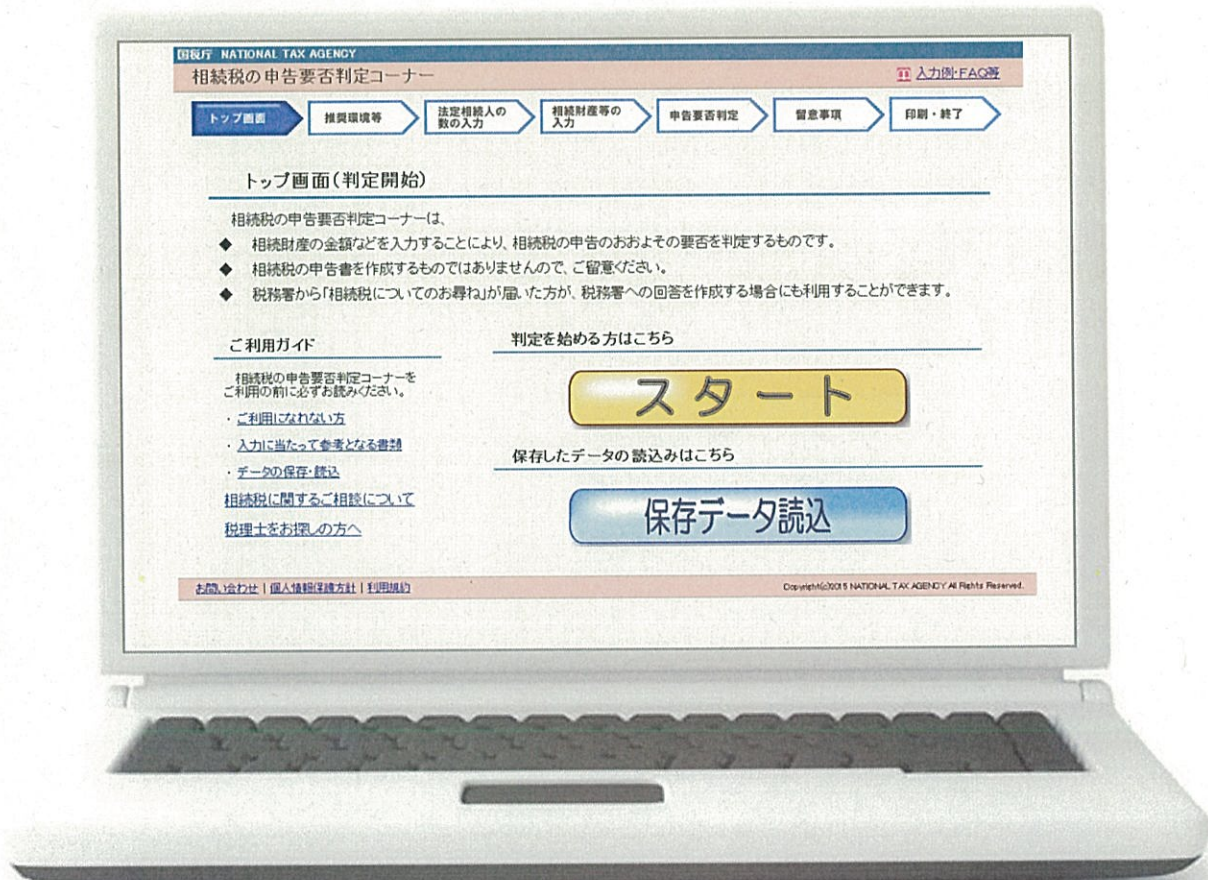


ご利用ください!!!

# 相続税の申告要否 判定コーナー

国税庁ホームページよりアクセスできます。



「相続税の申告要否判定コーナー」は、法定相続人の数や個別の財産・債務の価額等を入力することにより、基礎控除額などを自動で計算し、相続税の申告要否のおおよその判定を行うものです。

## 相続税の申告要否判定コーナーにアクセスするには…

国税庁ホームページ[<http://www.nta.go.jp>]トップ画面の

『相続税の申告要否判定コーナー』のバナー（ボタン）をクリック！

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

ホーム | サイト内検索 | 検索 | 検索の仕方 | 文字拡大・読み上げ

ホームページの使い方 | サイトマップ | ご意見・ご要望 | メールマガジン

ホーム | 税について調べる | 申告・納税手続 | 活動報告・発表・統計 | 国税庁概要・採用 | 調達・その他の情報

新着情報

訪問者別に調べる

税目別に調べる

所得税 法人税  
源泉所得税 消費税  
譲渡所得 印紙税  
相続税 酒税  
贈与税

パンフレット・手引集

税法・通達等・質疑応答事例

申請・届出様式

タックスアンサー(よくある税の質問)

確定申告書等作成コーナー

国税電子申告・納税システム

社会保障・税番号制度<マイナンバー>  
法人には、法人番号が通知されます。

相続税・贈与税特集

相続税の申告要否判定コーナー

国稅庁概要・採用

国稅庁の紹介  
採用案内  
新設特別民法法人  
税務大学校  
国税不服審判所

活動報告・発表・統計

審議会・研究会等  
国税庁の業績の評価  
国税庁レポート  
パソコンソフト

トピックス

災害(地震、風水害、雪害等)により被害を受けた皆様へ

福島県下12市町村に係る国税の申告・納付等の期限延長措置の終了について

東京国税局庁舎移転のお知らせ(執務開始:平成27年5月7日(木))

集中電話催告センターにおける閉庁日の電話催告の実施について

税務職員を装った者からの不審な電話や「振り込み詐欺」などにご注意ください

平成27年分の路線価同等の期間について(PDF/70KB)

最高裁判所判決(馬券の払戻金に係る贈与)の概要等について(PDF/161KB)

最高裁判所判決に基く延滞税計算の概要等について(PDF/91KB)

(参考)

相続税の仕組みについて分かりやすく解説した「相続税のあらまし」などを掲載しています。

※ 平成 27 年 6 月時点のものです。

## 相続税の申告要否判定コーナーの入力で困ったときは…

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

相続税の申告要否判定コーナー

入力時FAQ等

トップ画面 | 推奨環境等 | 法定相続人の数の入力 | 相続財産等の入力 | 申告要否判定 | 留意事項 | 印刷・終了

相続財産等の入力

該当する項目の「入力する」ボタンをクリックし、画面の案内に従って入力してください(入力が終わった項目については、「修正・内容確認」ボタンが表示されるときに「金額」欄に入力結果が表示されます。)  
該当する全ての項目の入力が終了したら「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

当画面の入力例

項目	入力・修正・内容確認	金額
土地等	入力する	円
建物	入力する	円
有価証券	入力する	円
現金・預貯金	入力する	円
生命保険金等・死亡退職金等	入力する	円
その他の財産	入力する	円
相続時精算課税適用財産	入力する	円
相続財産の合計額		円

債務及び葬式費用

項目	入力・修正・内容確認	金額
債務・葬式費用	入力する	円
債務及び葬式費用の合計額		円

相続開始前3年以内の贈与財産

項目	入力・修正・内容確認	金額
相続開始前3年以内の贈与財産	入力する	円
相続開始前3年以内の贈与財産の合計額		円

< 戻る | 入力データを保存する | 入力終了(次へ) >

©2015 国税庁 | 個人情報保護方針 | 利用規約 | Copyright © 2015 NATIONAL TAX AGENCY. All Rights Reserved.

### 入力例・FAQ等

相続税の申告要否判定コーナーを利用した事例に基づく入力例やFAQ(よくある質問)を掲載しています。

### 当画面の入力例

相続税の申告要否判定コーナーの各画面における具体的な入力例を掲載しています。

### 用語へのリンク

リンクを設定している各用語に関する説明を掲載しています。

【ご参考】

- 「相続税の申告要否判定コーナー」の国税庁ホームページの設置場所は、6月中旬からは次のとおり変更されます。
- ご参考に、現在の設置場所を示したリーフレット「ご利用ください!!相続税の申告要否判定コーナー（平成27年5月）」もご参考にお送りいたします。

【変更イメージ】

[現在：平成27年6月上旬まで]

[変更後：平成27年6月中旬以降]